

梅毒予防啓発業務委託 仕様書 (企画提案時)

本仕様書は「梅毒予防啓発業務委託」(以下「本業務」という)の企画提案競技に関し、企画提案に必要な仕様を定めるものである。提案競技の最優秀提案者との委託契約を締結する際には、発注者である福岡市保健医療局保健予防課と受注者が協議の上、契約用の仕様書を定めることとする。

1 件名

梅毒予防啓発業務委託

2 履行場所

福岡市保健医療局保健予防課 (以下「発注者」という)

〒810-8620 福岡市中央区天神 1 丁目 8 - 1

TEL: 092-711-4270

3 履行期間

契約締結の日から 令和 7 年 3 月 31 日 (月)

4 業務の目的

近年、梅毒の報告者数が全国的に急増している。これは、性風俗産業の発展をはじめ、SNSを通じた出会いの場が増え、不特定多数の相手と性交渉の機会が増えていることが要因と考えられており、男性は20歳代から40歳代、女性は20歳代と、若い世代を中心に多く発生している。

本業務は、市内に居住する、主に若年層などSNSユーザーに向けて、梅毒に関して関心や正しい知識を持ってもらうとともに、市公式YouTubeやデジタルサイネージ等も併せて活用し、広く梅毒に関する正しい知識を普及させ感染拡大を防ぐことを目的とする。

5 ターゲット

市民 特に、男性は20歳代から40歳代、女性は20歳代。関心の有無は問わない。

6 委託業務の内容

受注者は、発注者と十分に協議しながら、以下の業務を行うこと。

(1) 動画制作

受注者は、本市における梅毒の予防啓発を行う動画を制作すること。

①業務の範囲

企画、構成、撮影、編集、録音、その他制作にあたって発生する権利処理等の一切の業務を行うこと。

②業務内容

下表1テーマ及びその他市が別途指示する梅毒予防啓発について、視聴者が関心をもてるような動画を1本程度作成すること。長さは15~30秒程度と想定している。なお、(1)④の通り2種類の規格にて納品すること。また、本業務委託の趣旨を踏まえ、下表1に掲げるもの以外で新たな啓発動画を独自に提案・制作することも可とする。構成や長さについて、企画・提案すること。

基本的には、下表1の内容をすべて網羅する動画および画像を制作することを想定しているが、より分かりやすくするための内容を独自に提案・政策することも可とする。

下表1の内容を直感的に理解でき、且つ、エンターテインメント的な要素を取り入れるなど、ターゲットの興味関心を惹き、動画内容に関心がない人でも途中離脱せず最後まで視聴したくなるよう工夫を凝らしたものとすること。また、スマートフォンでの視聴を想定し、テロップを適宜挿入するなど、無音でも内容が伝わるものとすること。

【別表1】動画内容

テーマ
①梅毒の発生状況
②梅毒の特徴
③福岡市ホームページ「梅毒について」へのリンク または検索ワード『福岡市 梅毒』の表示

③用途

- ・ 6（4）に記載する広報
- ・ 市ホームページ「梅毒について」サイト掲載
- ・ 市公式YouTube「福岡チャンネル」での配信
- ・ 市デジタルサイネージでの放映

④規格

- ・ 以下2種類の規格にて納品すること。
- A) 主にスマートフォンで視聴することを想定した縦型動画。アスペクト比9：16（1080×1920ピクセル）
- B) 動画：主にYouTubeで視聴することを想定した、横型動画。アスペクト比16：9（1920×1080ピクセル）

⑤留意事項

- ・ 契約後、動画制作開始前に発注者と打ち合わせをすること。
- ・ 動画の校正は3回以上行い、配信前には1回以上映像チェックを行えるようにすること。
- ・ 校正や映像のチェックには、1週間以上の期間を設けること。
- ・ 発注者と随時打合せしながら、企画意図を十分に考慮し、業務を実施すること。
- ・ 動画制作・撮影にあたっては、関係法令、条例等を遵守すること。
- ・ ユニバーサルデザイン及び男女共同参画の視点に留意すること。

(2) 広報

①企画・実施

受注者は、6（1）で制作した縦型ショート動画を使用し、ターゲットに対する効果的かつ効率的な広報を実施すること。広報手法は、SNS（Instagram等を想定）を利用した広告配信を必須とし、ターゲット層がよく視聴するプラットフォームを提案することし、広告配信用アカウントについては、事業者が準備すること。また、その他効果的な広報を企画・実施することも可とするが、最終的な広報手法は、市と協議の上、決定すること。

②効果測定

定期的に広告の効果（視聴数やクリック数等）を検証し、必要に応じて改善策と併せて発注者へ報告するとともに、改善策を協議の上、実施すること。

③留意事項

- ・ 契約後、発注者と打ち合わせをすること。
- ・ 発注者と随時打合せをしながら、企画意図を十分に考慮し、業務を実施すること。
- ・ 広告等にあたっては、関係法令、条例等を遵守すること。

7 成果物

納品方法は、発注者と受注者で協議し決定する。

(1) 動画

6（1）で制作した動画を、MP4形式にて納品すること。

(2) 広報

広報計画書および広報実施報告書（自由様式）を電子媒体（PDF及びイラストデータ等加工可能な

データ) で納品すること。

8 著作権等について

- (1) 納品物の著作権その他関係法上の一切の権利は発注者に帰属するものとする。
- (2) 受注者は、納品物に係る著作権者人格権を行使しないものとする。また、受注者は本委託における納品物の制作に関与したものについて、著作権を主張させず、著作権者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (3) 発注者は納品物の一部について差替え、削除及び追加の必要が生じた場合には、発注者または受注者以外の事業者へ委託し、その改変を行うことができるものとする。
- (4) 発注者は、納品物を他の広報物に使用できるものとする。また、発注者が認める場合に、受注者は第三者による映像等の使用を了承するものとし、使用料がかからないこととする。
- (5) 上記(4)の場合において、受注者以外の著作権者の許諾が必要な場合には、受注者がその手続きを行うものとする。
- (6) 受注者は、納品物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、納品物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は受注者が負うものとする。
- (7) 映像、音楽等の著作権・肖像権処理等、権利関係に関する紛争が生じた場合は、受注者の責任において対応し、発注者は責任を負わないものとする。

9 その他留意事項

- (1) 委託内容等については、提案競技時点におけるものであり、契約締結の際、受注者と協議のうえ変更を加えることがある。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と協議し、指示を受けること。
- (3) 事業の趣旨・目的をしっかりと理解し、ターゲットによる梅毒に関する認知を高めるよう、十分な品質の成果品を納品すること。
- (4) 業務の再委託に際しては発注者と協議を行うこと。
- (5) 個人情報及び情報資産の取り扱いについては、別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を遵守すること。

別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」

1 基本的事項

受託者は、この契約に基づき委託された業務（以下「委託業務」という。）を実施するに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、福岡市情報セキュリティに関する規則（平成23年福岡市規則第51号）及び情報セキュリティ共通実施手順その他関係法令を遵守し、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報及び情報資産を適正に取り扱わなければならない。

特に個人情報については、法第66条第2項において、受託者に行政機関等と同様の安全管理措置が義務付けられていることから、その保護の重要性を認識し、適正に取り扱わなければならない。

2 定義

(1) 個人情報

法第2条第1項に規定する個人情報をいう。

(2) 情報資産

次に掲げるものをいう。

- ・ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ・ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（OAソフトウェアで取扱われるファイルを含む）並びにそれらを印刷した文書
- ・ネットワーク及び情報システムに関連する文書

(3) 機密性

情報の利用を認められた者だけがその情報を利用することができることをいう。

(4) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていないことをいう。

(5) 可用性

情報の利用を認められた者が、必要な場合に中断されることなく、情報を利用することができることをいう。

3 秘密保持

受託者は、委託業務に係る個人情報並びに情報資産及び情報資産に関する情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

4 従業員の監督等

受託者は、その従業員に委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報及び情報資産の安全管理が図られるよう、次に掲げる事項を周知し、その他必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- ・委託業務に係る個人情報及び情報資産について、その適正な取扱い及び機密性、完全性、可用性の維持に必要な事項を遵守すること。
- ・個人情報を正当な理由なく利用したり、他人に提供したり、盗用した場合、法に規定する罰則が適用される場合があること。
- ・上記の各事項は、委託業務に従事中のみならず、従事しなくなった後も同様であること。

5 作業場所の制限

受託者は、定められた履行場所以外で委託業務に係る個人情報及び情報資産を持ち出し、又は取り扱ってはならない。ただし、発注者の書面による承認があるときは、この限りではない。

6 収集に関する制限

受託者は、委託業務の実施に当たって個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するため必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

7 使用及び提供に関する制限

受託者は、委託業務以外の目的のために委託業務に係る個人情報及び情報資産を利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、発注者の書面による承認があるときは、この限りではない。

8 安全確保の措置

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産の適切な管理のために、発注者が求める個人情報保護及び情報セキュリティの体制を備えるとともに、その他必要な措置を講じなければならない。

9 複写、複製又は加工の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産が記録された文書、電磁的記録等を複写、複製又は加工してはならない。ただし、発注者の書面による指示又は承認があるときは、この限りではない。

10 再委託の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産については、自ら取り扱うものとし、第三者に当該個人情報及び情報資産の取扱いを委託してはならない。ただし、発注者の書面による承認があるときは、この限りでない。なお、発注者の承認により第三者に委託する場合は、当該第三者に対して、契約書及び特記事項に規定する個人情報及び情報資産の取扱いの義務を遵守させるものとする。

11 委託業務終了時の返還、廃棄等

受託者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、委託業務に係る個人情報及び情報資産を、発注者の指示に従い、発注者に返還し、若しくは引き渡し、又はその廃棄、消去等を行わなければならない。なお、廃棄又は消去等をしたときは、廃棄又は消去等を行った旨の証明書を提出しなければならない。

12 報告及び監査・検査の実施

発注者は、受託者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を確認するため、定期的に書面による報告を求め、必要に応じて監査又は検査をすることができる。

13 事故等発生時の報告

受託者は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう、又は損なうおそれのある事故並びに欠陥及び誤動作を発見したときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

14 事故等発生時の公表

発注者は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう事故等が発生した場合、市民に対して適切な説明責任を果たすために必要な当該事故等の情報の公開を行うことができる。

15 契約の解除及び損害の賠償

発注者は、受託者がこの特記事項の内容に違反したときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。この場合において、受託者に損害を生じることがあっても、発注者はその責めを負わないものとする。